～ひょうごで農業　相談する・体験する・始める～

⑬ 公益社団法人ひょうご農林機構 ひょうご就農支援センター

利用時間	相談希望される方は、HPの就農相談カードに入力をおねがいします。オンライン面談始めました。 9:00～12:00 13:00～17:00 ※事前に電話予約をお願いいたします。
休　み	土・日・祝 12/29～1/3

ひょうご就農支援センター

就農の悩みは千差万別。だから、私たちの存在意味がある。次はあなたの相談を聞かせてください。

農業をはじめるスタート台に立つ。就農支援センターは、そのお手伝いをさせていただきます。

新規就農（独立・雇用）に必要な情報の提供や支援

（1）農業・農村の実情、農業技術・経営、農業施設等の情報を提供します。
　また、より詳しく知りたい人には、それぞれの専門機関、団体等を紹介します。

（2）農業を始めるために必要な情報（就農準備、経営開始に係る助成制度、融資制度等）を提供します。

（3）具体的に就農を希望される方には、農業技術・経営等の研修先の紹介を行うとともに、就農希望地の地域就農支援センター（事務局：農業改良普及センター）と連携を図りながら、就農へ向けた準備、就農、経営の発展等の各段階に対して、具体的な支援を継続して行います。

（4）雇用就農を希望される方には、農業法人ガイドブックや農業専用の求人サイトに掲載されている情報を提供します。

所 在 地
〒650-0011
神戸市中央区下山手通４丁目15番３号
兵庫県農業共済会館３階

電話番号
ひょうご就農支援センター
078（391）1222

道順
JR元町駅又は阪神元町駅から徒歩5分
地下鉄県庁前駅から徒歩2分

ひょうご就農支援センターホームページ

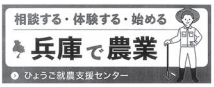

～林業の仕事をしたい方は～

⑭ 公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金（林業労働力確保支援センター）

利用時間	9:00～17:00
休　み	土・日・祝 12/29～1/3

公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金（林業労働力確保支援センター）では、新しく林業に就業を希望される方に情報提供を行っています。

1　林業に就業しようとする方に

新規・Uターン・Ｉターン等新規参入のために

（1）広報活動、情報提供を行います。

（2）新規就業者（就業後３年以内の人）、認定事業主（就業後３年以内の就業者を有する事業主）及び兵庫県立森林大学校に入学した人を対象に、就業に必要な研修資金や準備資金を無利子でお貸しする制度を設けています。

2　林業に就業された方に

（1）技能、技術の向上のために林業に就業された方に専門的な知識・技能を習得するための研修を行います。

（2）林業従事者の健康保持のために林業振動障害特殊健診を実施しています。

（3）林業従事者の退職後の生活維持のために退職一時金の給付を行っています。

所 在 地
〒650-0012
神戸市中央区北長狭通5丁目5番18号
兵庫県林業会館4階

電話番号
078（361）8010

道順
JR元町駅又は阪神元町駅から徒歩5分
地下鉄県庁前駅西出口４から徒歩１分

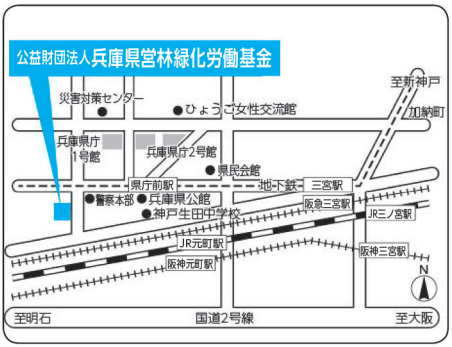

～漁業・漁協での仕事をしたい方は～

⑮ 兵庫県漁業協同組合連合会

利用時間	9:00～17:30
休　み	土・日・祝 8/13～8/16 12/30～1/4

兵庫県漁業協同組合連合会は、県下の漁業協同組合を会員とする団体です。

情報提供・相談

◎漁業への着業

兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海・太平洋と三つの海に面しています。瀬戸内海地区では、シラス・イカナゴを漁獲する船曳網漁業、タイ・タコ・ハモなどを漁獲する底曳網漁業など多種多様な漁船漁業とノリ・ワカメ・カキ・フグなどの養殖業が営まれています。

日本海地区では、ズワイガニ・ホタルイカ・ハタハタ等を漁獲する沖合底曳網漁業、近畿地方で唯一水揚げされるベニズワイガニ籠漁業、イカ類等を漁獲する一本釣り漁業等が営まれています。

『みなとまち神戸』『国生みの島・淡路島』『自然豊かな但馬』での漁業に興味のある方は以下問い合わせ先までご連絡ください。

なお、日本海地区は下記ＨＰ又は電話にご連絡いただくことも可能です。

【県内漁業協同組合の求人専用HP】

組合名	所　在　地	電話番号
但馬漁業協同組合	〒669-6543　美方郡香美町香住区若松747	0796（36）1331
	ホームページのご案内　https://jftajimaryoshi.com/	
浜坂漁業協同組合	〒669-6701　美方郡新温泉町芦屋663-1	0796（82）3020
	ホームページのご案内　https://hamasaka.gr.jp/04recruit/index.html	

◎漁業協同組合への就職

県内には漁業者で組織する３７の漁業協同組合があります。

漁業協同組合では組合員（漁業者）のための販売・購買・共済事業に加え、漁業の環境保全や水産物の付加価値向上など様々な取組を行っております。

このような漁業者をサポートする漁協職員に興味がある方も下記までご連絡ください。

◎その他

『ひょうごの水産業を学ぼう！』
(兵庫県水産技術センターHP：https://www.hyogo-suigi.jp/kengaku/)

『兵庫県の漁業協同組合』
(兵庫県HP：https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk16/af18_000000011.html)

所 在 地
〒673-0883
明石市中崎1-2-3
兵庫県水産会館3階

電話番号
078（940）8013（指導部指導担当）

道順
JR明石駅から徒歩15分

～首都圏からのＵＪＩターン就職相談窓口～

⑯ ひょうご移住・しごとプラザ

利用時間	火～日 10:00～18:00
休　み	月・祝 12/29～1/3

兵庫県では、首都圏における移住情報発信とUJIターン促進の拠点である「ひょうご移住・しごとプラザ」を東京に開設しています。

兵庫県への移住・就職を希望する方に対し、一体的な移住相談・就職相談を通して、兵庫県内への移住・就職をワンストップで支援します。

1　対象者

首都圏から兵庫県へのＵＪＩターン就職を希望される方

2　業務の内容

（1）兵庫県内への就職希望者に対しニーズに合った求人情報等を提供
（2）首都圏大学と連携した兵庫県内企業の広報
（3）首都圏で開催される就職関連行事で行う就職支援
（4）移住希望者向けミニセミナー及び県内企業等との交流会の実施
（5）県関連機関と連携した就職支援情報の提供　など

所 在 地
〒100-0006
東京都千代田区有楽町2丁目10番1
東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内

電話番号　070（4000）1713

メールアドレス
job.hyogo@hari-match.com

道順
JR有楽町駅（京橋口・中央口（銀座側））
徒歩1分

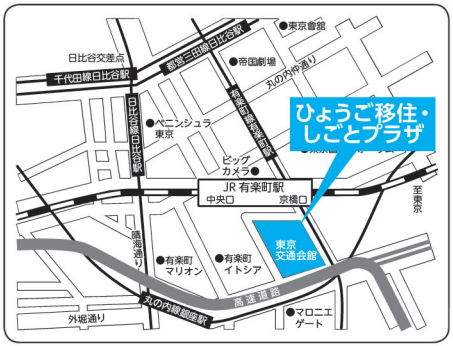

ホームページのご案内
https://job.comebackhyogo.net/

～おためしで企業を体験したい方は～

⑰ ひょうごで働こう！社会人インターンシップ（おためし企業体験 in HYOGO）

利用時間	10:00～17:00
休　み	土・日・祝

兵庫県内で正社員として働きたい方を対象に、県内企業とのマッチングを促進する社会人インターンシップを実施しています。

1　概要

（1）対象者

兵庫県内での就職を希望する方

（2）1 社あたりの体験期間・時間

1 日～ 1 週間程度（1 日あたり 2 時間以上 8 時間未満）

受入企業に準じます。数日～ 1 か月程度の「おためし入社（雇用契約有）」コースもあります。

（3）参加費

無料

（4）求人企業

兵庫県内に事業所のある企業

（5）実施場所

兵庫県内の事業所（採用後の就業予定場所）又はオンライン

2　滞在支援オプション

首都圏から社会人インターンシップに参加された方には、体験時に必要となる来県旅費と宿泊費の 1 ／ 2 を助成金として支給します（上限あり）。

（1）補助率

1 ／ 2

（2）補助金額

来県旅費：上限 2 万円／回

宿泊費：上限 12 万円／回（4千円／泊）

〔お問い合わせ〕

「ひょうごで働こう！社会人インターンシップ」運営事務局（株式会社学情）

電話番号

06-6346-6303（受付 10: 00 ～ 17:00　※土・日・祝除く）

メールアドレス

hyogo-otameshi@gakujo.ne.jp

ホームページのご案内

https://hyogo-otameshi.com

～マンツーマンで就職のご支援～

⑱ 公益財団法人 産業雇用安定センター（ジョブ産雇）

利用時間	9:00～17:15
休　み	土・日・祝 12/29～1/3

当センターは、労働省（現厚生労働省）と経済・産業団体の協力で設立された**公益財団法人**で、**ご定年・事業縮小など会社都合でご退職される方々の再就職の支援**を、全国ネットワークで行っています。

個人都合のご退職の場合お取り扱いできませんが、60歳～70歳キャリア人材バンク対象者は条件により個人登録が可能です。(在職中か離職後１年以内の方)

経験豊かな担当者がマンツーマンで、求職者様のご希望やご経験を伺いながら、**履歴書の書き方、面接の受け方まできめの細かいサポートをするとともにできるだけご希望やご経験に合ったお仕事をご紹介していきます。**

◆支援メニュー

1. キャリアカウンセリング面談とお仕事の紹介

ご経験、希望の職業、勤務地、労働条件などを伺って、できるだけご自身のご経験や能力が活かせるお仕事をご紹介しています（センター独自の求人情報の提供ができます）。

応募手続きも、ご希望であれば、センターからできる場合があります。

2. 応募書類作成の作成指導

ご自身の強みがわかる履歴書は就活にとても大切です。

書類審査の合格率を上げる、魅力的で読みやすい履歴書の書き方をご指導しています。

3. 面接の対応指導（練習）

再就職の面接は緊張するものです。

ガイダンスで面接の要領を学ぶとともに、応募企業を想定した模擬面接も実施しています。

所 在 地
〒650-0022
神戸市中央区元町通6-1-8
東栄ビル1階

電話番号
078（366）4252

道順
JR神戸駅南口から徒歩6分
阪神西元町駅西口・東口から徒歩3分
地下鉄ハーバーランド駅から徒歩7分
阪急花隈駅から徒歩5分

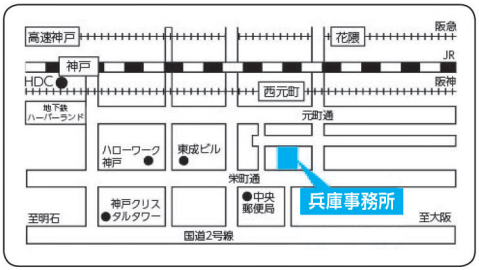

～個人のキャリア・アップを支援します～

⑲ 兵庫県職業能力開発協会

利用時間	8:45～17:30
休　み	土・日・祝 12/29～1/3

兵庫県職業能力開発協会は、職業能力開発促進法に基づき、昭和 55 年に設置された兵庫県知事認可法人です。

厚生労働省及び兵庫県と密接な連携のもとに、職業能力開発の支援、職業能力評価制度の普及・促進、ものづくり技能の振興を図ることを目的とする団体です。ぜひご利用・ご活用ください。

1　職業能力評価事業

(1) 技能検定

働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する技能の国家検定制度です。

(2) コンピュータサービス技能評価試験

コンピュータを活用した各種サービスを行う人々の操作能力を評価する試験です。

(3) ビジネス・キャリア検定試験

事務系職種をカバーした唯一の公的資格試験で、8分野 40 区分からご自身の職種に合った受験が可能です。

受験資格は不要で、どなたでも、どの等級からでも受験できます。

ア　試験分野

①人事・人材開発・労務管理　②経理・財務管理　③営業・マーケティング　④生産管理　⑤企業法務・総務　⑥ロジスティクス　⑦経営情報システム　⑧経営戦略

イ　等級区分

等　級	受験対象者として想定される方	実施分野
1　級	部門長、ディレクター相当職を目指す方	①～⑧
2　級	課長、マネージャー相当職を目指す方	①～⑧
3　級	係長、リーダー相当職を目指す方	①～⑧
BASIC級	学生・就職希望者・内定者・新入社員など	④、⑥

※受験料は下記ホームページでご確認ください。

ホームページのご案内　https://www.noukai-hyogo.jp

2　職業能力開発支援事業

（1）各種研修・講習会

働く人々の職業能力の開発・向上のため、各種研修事業を実施しています。

（2）兵庫県職業能力開発促進大会

能力開発関係表彰式並びに能力開発に関する講演会を実施しています。

3　技能振興事業

（1）技能グランプリ、技能五輪全国大会等の支援

各種の技能競技大会に選手派遣や参加支援を行っています。

（2）兵庫県技能士会連合会との連携

様々な活動を通じて連携し、技能士の資質と社会的評価の向上を図っています。

（3）ものづくり体験館での体験学習事業等の運営

兵庫県から受託し、県内の中学生などに対し、ものづくりへの関心を高めるとともに、職業人としてのものづくりの魅力、奥深さを伝える機会と場を提供しています。

（4）兵庫県技能振興コーナー（若年技能者人材育成支援等事業の運営）

厚生労働省から受託し、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や、高度な技能を有する技能者の育成等の課題に対応するため様々な事業を行っています。

兵庫県職業能力開発協会

所 在 地

〒650-0011
神戸市中央区下山手通６丁目3-30
兵庫勤労福祉センター１階

技能振興コーナー

神戸市中央区下山手通６丁目３-28
兵庫県中央労働センター３階

電話番号

078（371）2091（代表）
078（599）9134（技能振興コーナー直通）

道順

神戸市営地下鉄県庁前駅西へ徒歩５分
JR元町駅北西へ徒歩15分

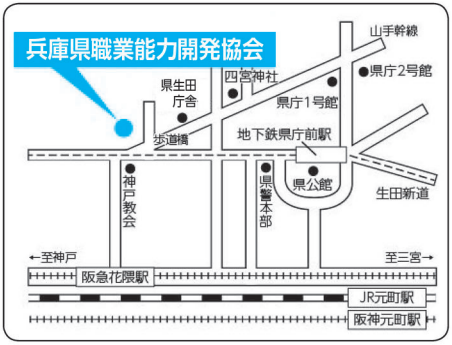

ものづくり体験館

所 在 地

〒670-0943
姫路市市之郷1001-1
兵庫県立ものづくり大学校内

電話番号

079（240）6280（ものづくり体験館直通）

道順

JR東姫路駅西へ徒歩３分

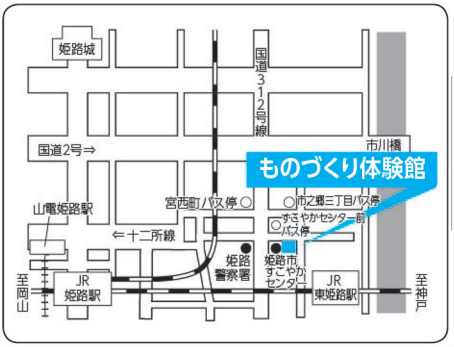

～知識・技能を身につけたい方は～

⑳ 公共職業能力開発施設

利用時間	9:00～17:00
休　み	土・日・祝 12/29～1/3

公共職業能力開発施設とは

新たに就職しようとする方や再就職をめざしている方が、就職に必要な専門の知識・技能や資格を身に付けるため、また、職業上の知識や技能をさらに向上させて、実力ある社会人になるための支援を行う施設です。

優れた技能等を身に付けようとする学卒者や離転職者、障害者等を対象に、県が運営する施設として県立４校、国立県営１校の計５校で、各種の訓練科目を設けて職業訓練を行っています。

1　各施設の訓練科目（令和７年度開講分）

（1）県立ものづくり大学校［姫路市］

【　】は、入校定員（人）

1 年 課 程	住宅設備コース【15】 建築コース【15】 塗装コース【15】 溶接コース【15】
1 年 課 程 (実習・座学連携養成コース)	機械製図・工作コース【15】
6 か月課程	CADコース【計40】＊年間２回実施 産業技術資格コース【計30】＊年間２回実施

（2）県立但馬技術大学校［豊岡市］

2 年 課 程	自動車工学科【20】 建築工学科【20】
1 年 課 程	機械製造学科【20】

（3）県立神戸高等技術専門学院［神戸市西区］

1 年 課 程	CAD/CAM加工コース【15】 インテリアリフォームコース【15】 電気制御コース【15】 ものづくりオフィスワークコース【20】 印刷総合技術コース【15】
6 か月課程	給食調理コース【計40】＊年間２回実施

（4）県立障害者高等技術専門学院［神戸市西区］

1 年 課 程	ビ ジ ネ ス 事 務 科【10】 総 合 実 務 科【15】
6 か月課程	Ｊｏｂ サ ポ ー ト 科【計10】＊年間２回実施 キャリアチャレンジ科【計14】＊年間２回実施

（5）国立県営兵庫障害者職業能力開発校［伊丹市］

1 年 課 程	Ｏ Ａ 事 務 科【20】 キ ャ リ ア 実 務 科【15】 オフィスワークCAD科【15】 総 合 実 務 科【15】
6 か月課程	ビ ジ ネ ス 実 務 科【計10】＊年間２回実施

2　民間教育訓練機関等に委託して実施する職業訓練

職業能力開発施設では、離転職者の円滑かつ効率的な再就職促進のため、各種職業訓練を民間の教育訓練機関等に委託し、適宜実施しています。

訓練分野は、情報通信（ＩＴ）、経理事務や、保育士養成、介護福祉士養成等の介護・福祉分野などで、その具体的な科目や訓練生の募集、訓練の実施時期などは、各施設又はハローワークにお問合わせ下さい。

また、民間教育訓練機関等における座学と企業等における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練である「実習・座学連携養成事業（デュアルシステム）」を実施している校（学院）もありますので、同様にお問い合わせ下さい。

兵庫県立
ものづくり大学校

所 在 地
〒670-0943
姫路市市之郷1001-1

電話番号　079（240）7077

道順
JR東姫路駅から西へ徒歩３分

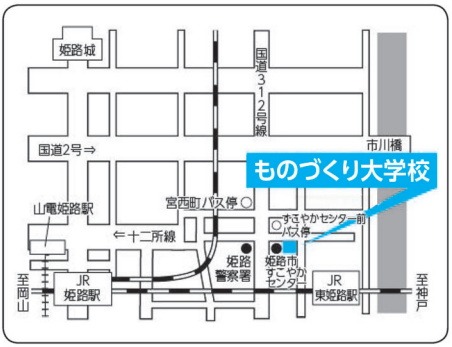

ホームページのご案内　https://monodai.ac.jp/

兵庫県立
但馬技術大学校

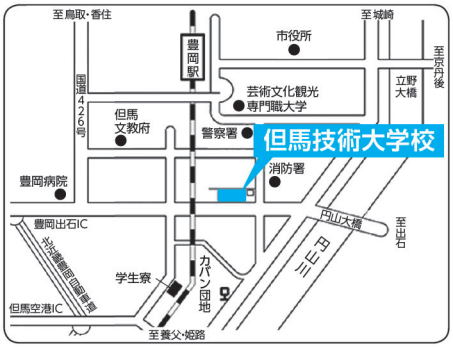

所 在 地
〒668-0052
豊岡市九日市下町140番地

電話番号 0796（24）2233

道順
＊JR山陰本線豊岡駅からコバス
南ルート約12分
＊コバス「ドコモショップ豊岡店前」
下車徒歩約１分

ホームページのご案内 https://www.tajima.ac.jp/

兵庫県立
神戸高等技術専門学院

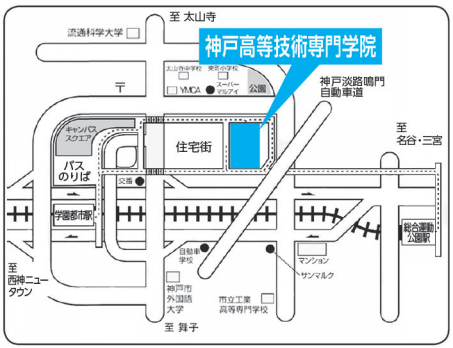

所 在 地
〒651-2102
神戸市西区学園東町5-2

電話番号 078（794）6630

道順
＊市営地下鉄学園都市駅から東へ徒歩約11分
または総合運動公園駅から西へ徒歩約12分
＊JR舞子駅・山陽電鉄舞子公園駅下車後、市バス・山陽バス51・53・54・直通系統にて約30分
＊JR・山陽電鉄垂水駅下車後、市バス・山陽バス垂水駅48・171系統、山陽バス垂水東口から11系統にて約30分
学園都市駅前下車

ホームページのご案内 https://www.kobe.kgs.ac.jp/

HYOGOKOBEGISEN
Instagram

兵庫県立
障害者高等技術専門学院

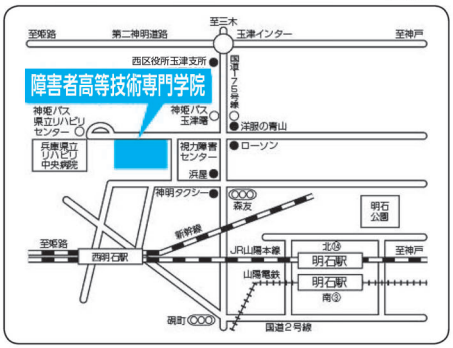

所 在 地
〒651-2134
神戸市西区曙町1070

電話番号 078（927）3230

道順
＊JR明石駅、山陽電鉄明石駅下車
・タクシーで15分
・神姫バス南③乗車玉津曙（たまつあけぼの）下車徒歩５分
・神姫バス北⑩乗車県立リハビリセンター行き、終点下車徒歩２分
＊JR西明石駅、新幹線西明石駅から、タクシーで10分
＊第二神明道路玉津ＩＣから、車で５分（国道175を南下）

ホームページのご案内 https://www.sgi.ac.jp/

国立県営
兵庫障害者職業能力開発校

所 在 地
〒664-0845
伊丹市東有岡4-8

電話番号 072（782）3210

道順
＊JR宝塚線伊丹駅から800m、徒歩10分又は市バス22、23系統にて東有岡下車250m、徒歩３分
＊阪急伊丹線新伊丹駅から1,300m、徒歩20分
＊阪急伊丹線伊丹駅から1,500m、徒歩25分又は市バス22、23系統にて東有岡下車250m、徒歩３分

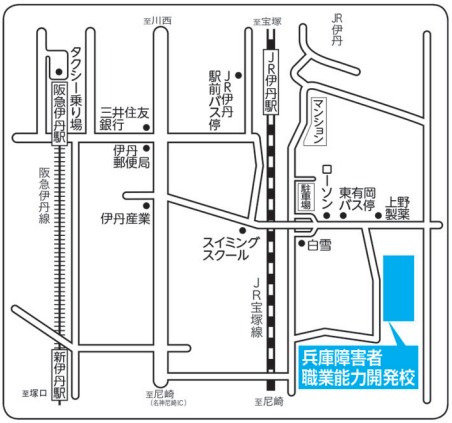

ホームページのご案内 https://www.hyoushou.jp/

～就職のために知識・技能を身につけたい方は～

独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部

㉑ 港湾職業能力開発短期大学校神戸校（ポリテクカレッジ）
兵庫職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）

利用時間	各施設へお問い合わせ下さい
休　み	各施設へお問い合わせ下さい

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、「能力開発」に関する業務として、公共職業能力開発施設の設置・運営を行っています。

施設には、「港湾職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）」と「職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）」があります。ポリテクカレッジでは、主に学卒者を対象に港湾・物流業界での実践技能者の育成を行っています。また、港湾・物流業界等在職者を対象とした能力開発セミナー（在職者訓練）を実施しています。ポリテクセンターでは、離職者等の就職のための職業訓練（離職者訓練）と、在職者の職業訓練として能力開発セミナー・生産性向上支援訓練（在職者訓練）を実施しています。（詳細はホームページをご覧下さい）

1　港湾職業能力開発短期大学校神戸校（神戸市中央区）

〈港湾短大校神戸校〉

専門課程（高卒又はこれと同等以上の学力を有する者が対象）　　＊【　】は、入校定員（人）です。

2年課程（4月入校）	港湾流通科	【20】
	港湾技術科	【20】
2年課程（デュアルコース10月入校）	港湾ロジスティクス科	【12】※1 ※2

※1　対象者は概ね55歳未満の方です。
※2　港湾関係企業での6か月間の就労型実習（雇用契約あり）を含むコースです。

2　加古川訓練センター（加古川市）

〈ポリテクセンター加古川〉　　＊【　】は、入所定員（人）です。

6か月訓練	CAD/機械加工科（6・9・12・3月入所）	【15】
	溶接板金加工科（5・8・11・2月入所）	【13】
	住宅リフォーム技術科（5・8・11・2月入所）	【15】
	ビル管理技術科（4・7・10・1月入所）	【15】
	電気制御技術科（7・1月入所）	【15】
	電気設備技術科（4・10月入所）	【18】
1か月＋6か月訓練	CAD/機械加工科（導入講習付）（5・11月入所）	【3】※1
	溶接板金加工科（導入講習付）（4・10月入所）	【3】※1
	住宅リフォーム技術科（導入講習付）（4・10月入所）	【3】※1
	ビル管理技術科（導入講習付）（6・12月入所）	【3】※1
	電気制御技術科（導入講習付）（6・12月入所）	【3】※1
	電気設備技術科（導入講習付）（9・3月入所）	【3】※1

※1　1か月間の導入講習（社会人としての基礎力の向上等）と6か月間の実践訓練を組み合わせたコースです。

（注）上記表については計画であり、入所時期、訓練科名については、変更になる場合があります。

3　兵庫職業能力開発促進センター（尼崎市）

〈ポリテクセンター兵庫〉

＊【　】は、入所定員（人）です。

6か月訓練	住宅リフォーム技術科 （4・7・10・1月入所）	【16】
	ビル設備サービス科 （6・9・12・3月入所）	【24】
6か月訓練	電気設備技術科 （8・2月入所）	【16】※1
1か月＋4か月訓練	住まいの点検サービス科（導入講習付） （5・9・1月入所）	【16】※3
1か月＋6か月訓練	組込みシステム技術科（導入講習付） （7・1　月入所）	【20】※2
	IoTシステム技術科（導入講習付） （5・11月入所）	【20】※2
	溶接技術科（導入講習付） （6・9・12・3月入所）	【13】※2
	ものづくり機械加工科（導入講習付） （5・11月入所）	【13】※2
	機械CAD技術科（導入講習付） （9・3月入所）	【18】※1 ※2
	生産管理ITサポート科（導入講習付） （9・3月入所）	【20】※2
	工場自動化技術科（導入講習付） （6・12月入所）	【15】※2
	スマート機器開発科（導入講習付） （4・10月入所）	【16】※2
	建築施工・CAD科（導入講習付） （8・2月入所）	【16】※1 ※2

※1　対象者は概ね55歳未満の方で、ジョブ・カードの交付を受けた方です。

※2　1か月間の導入講習（社会人としての基礎力の向上等）と6か月間の実践訓練を組み合わせたコースです。

※3　1か月間の導入講習（社会人としての基礎力の向上等）と4か月間の実践訓練を組み合わせたコースです。

（注）上記表については計画であり、入所時期、訓練科名、入所定員、訓練期間については、変更になる場合があります。

港湾職業能力開発短期大学校神戸校

所 在 地
〒650-0045
神戸市中央区港島8-11-4

電話番号 078（303）7326

道順
・ポートライナー医療センター駅下車徒歩10分
・ポートライナー南公園駅下車徒歩15分
・三宮駅から神姫バス港湾短大前下車すぐ

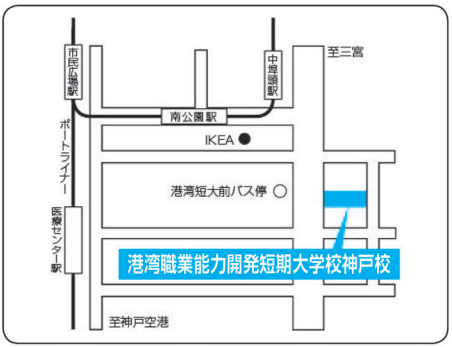

ホームページのご案内
https://www3.jeed.go.jp/hyogo/college/

兵庫職業能力開発促進センター加古川訓練センター（ポリテクセンター加古川）

所 在 地
〒675-0051
加古川市東神吉町升田1688-1

電話番号 079（431）2517

道順
JR神戸線加古川駅南口から神姫バス
都台行き（51系統）乗車15分、升田下車3分

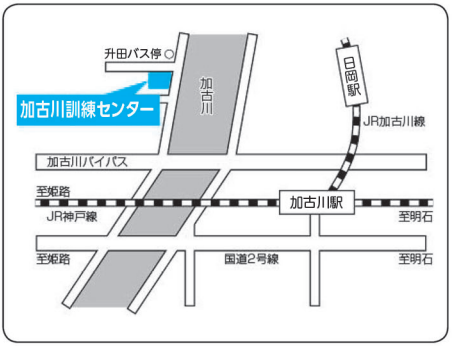

ホームページのご案内
https://www3.jeed.go.jp/kakogawa/poly/

兵庫職業能力開発促進センター（ポリテクセンター兵庫）

所 在 地
〒661-0045
尼崎市武庫豊町 3-1-50

電話番号 06（6431）7367

道順
阪急電鉄武庫之荘駅北口から阪神バス
武庫営業所行き（45・46系統）乗車10分
武庫豊町下車前、西武庫公園北隣

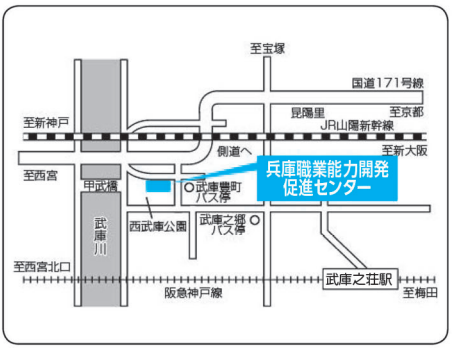

ホームページのご案内
https://www3.jeed.go.jp/hyogo/poly/

～知識・技能を身につけたい方は～

㉒ ハローワーク（教育訓練給付制度）

利用時間	8:30～17:15
休　み	土・日・祝 12/29～1/3

教育訓練給付制度とは、働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った経費の一部がハローワークから支給されます。

1　厚生労働大臣の指定する講座とは

教育訓練給付には「一般教育訓練給付金」、「特定一般教育訓練給付金」、「専門実践教育訓練給付金」の種別があり、それぞれ「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」としてまとめられています。お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの厚生労働省ホームページでもご覧になれます。

2　一般教育訓練給付金の支給対象者は

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する一般教育訓練を修了した方です。

（1）雇用保険の被保険者（在職者）

受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、被保険者期間が３年以上ある方。

（2）雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが１年以内であり、かつ支給要件期間が３年以上ある方。

※１　過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合は、前回受給日から今回受講開始日前までに３年以上経過していることが必要です。

※２　当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が１年以上あれば可。

※３　被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

3　一般教育訓練給付の支給額は

教育訓練経費の20％に相当する額となります。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、４千円を超えない場合は支給されません。

受講開始日前１年以内にキャリアコンサルタントが行うキャリアコンサルティングを受けた場合は、その費用を教育訓練経費に加えることができます。ただし、その額が２万円を超える場合は２万円までとします。

4　一般教育訓練給付金の支給申請手続きは

一般教育訓練を受講した本人が受講修了後、１ヶ月以内に本人の住所を管轄するハローワークに対して、申請書類を提出することによって行います。

5　特定一般教育訓練給付金の支給対象者は

次の（1）または（2）のいずれかに該当し、厚生労働大臣が指定する特定一般教育訓練を修了した方です。

（1）雇用保険の被保険者（在職者）

受講開始日において雇用保険の被保険者のうち、支給要件期間が３年以上ある方。

（2）雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが１年以内であり、かつ支給要件期間が３年以上ある方。

※１　過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合は、前回受給日から今回受給開始日前までに３年以上経過していることが必要です。

※２　当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については、支給要件期間が１年以上あれば可。

※３　被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

6　特定一般教育訓練給付金の支給額は

教育訓練経費の40％に相当する額となります。ただし、その額が20万円を超える場合は20万円とし、４千円を超えない場合は支給されません。

特定一般教育訓練の受講修了後、資格取得等をし、かつ修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合は、経費の５０％に相当する額を支給します（※）。〔受講修了後に支給した額との差額分のみを追加支給。上限額２５万円。〕

※受講開始日が令和6年10月1日以降の場合に限ります。

7　特定一般教育訓練給付金の支給申請手続きは

事前に訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングを受けてジョブカードの交付を受け、特定一般教育訓練の受講開始日の14日前までに、本人の住所を管轄するハローワークに対してジョブカードと申請書類を提出して受給確認申請を行う必要があります。

その後、特定一般教育訓練を受講修了後１ヶ月以内に本人の住居所を管轄するハローワークに対して、申請書類を提出することによって行います。

8　専門実践教育訓練給付金の支給対象者は

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方です。

（1）雇用保険の被保険者（在職者）

専門実践教育訓練の受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が３年以上ある方。

（2）雇用保険の被保険者であった方（離職者）

専門実践教育訓練の受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが１年以内であり、かつ支給要件期間が３年以上ある方。

※１　過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合は前回受給日から今回受給開始日前までに３年以上経過していることが必要です。

※２　当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については、支給要件期間が２年以上あれば可。

※３　被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

9　専門実践教育訓練給付金の支給額は

専門実践教育訓練の受講中は6ヶ月毎に経費の５０％に相当する額を支給します。ただし、その額が４０万円を超える場合は年４０万円とし、４千円を超えない場合は支給されません。

専門実践教育訓練の受講修了後、資格取得等をし、かつ修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合は、経費の７０％に相当する額を支給します。〔受講中に支給した額との差額分のみを追加支給。上限１６８万円/3年。〕

さらに、受講修了後に資格取得・就職して、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して５％以上上昇した場合は、経費の８０％に相当する額を支給します（※）。〔受講中及び資格取得・就職により支給した額との差額分のみを追加支給。上限１９２万円/3年。〕

※受講開始日が令和6年１０月1日以降の場合に限ります。

10　専門実践教育訓練給付金の支給申請手続きは

事前に訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受けてジョブカードの交付を受け、 専門実践教育訓練の受講開始日の14日前までに、本人の住所を管轄するハローワークに対してジョブカードと申請書類を提出して受給確認申請を行う必要があります。

受給確認申請後は受講開始日から６ヶ月毎に受給確認申請を行ったハローワークに支給申請を行います。

11　教育訓練支援給付金について

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学生の専門実践教育訓練を受講している場合でかつ一定の要件を満たした失業中の方に対して、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の60％（※80％）に相当する額をハローワークから支給する制度です。

※ 令和7年3月31日以前に専門実践教育訓練を開始した場合。

12　教育訓練支援給付金の支給対象者は

昼間通学生として専門実践教育訓練を受講している方のうち次のいずれにも該当する方です。

（1）専門実践受講開始時に45歳未満であること。
（2）専門実践教育訓練を修了する見込みがあること。
（3）受講開始日の時点で一般被保険者でないこと。
（4）失業中であること。
（5）専門実践教育訓練の受講開始日が令和9年3月31日以前であること。

13　教育訓練支援給付金の支給額と受給できる期間は

教育訓練支援給付金は、専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している間のうち、失業の状態にある日について支給を受けることができます。

１日あたりの日額は、原則として離職される直前の６ヶ月間に支払われた賃金額から算出された基本手当の日額に相当する額の60％（※80％）になります。

なお、雇用保険の基本手当の給付を受けることができる期間は支給対象となりません。

※ 令和7年3月31日以前に専門実践教育訓練を開始した場合。

14　支給要件照会とは

教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始（予定）日現在における、教育訓練給付金の受給資格の有無と、受講を希望する講座が厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて、ハローワークに照会することができます。

15　支給要件照会の方法は

ハローワークや教育訓練施設で配布する、「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、本人の住居所を管轄するハローワークに提出してください。

照会結果は「教育訓練給付金支給要件回答書」によってお知らせします。

※ 照会の際、本人・住居所を確認できる書類が必要です。また、電話による照会はトラブルのもとになるおそれがあるので行いません。

教育訓練給付制度に関する詳細についてはパンフレットがありますので最寄りのハローワークにお問い合わせください。

ハローワークの所在地などは6～ 14ページをご覧ください。

㉓ 兵庫県立 男女共同参画センター・イーブン

利用時間	月～金9:00～19:00 土　曜9:00～17:00
休　　み	日・祝 12/28～1/4

「女性就業相談室」では、女性就業支援員や保育支援員を配置し、出産や育児、介護等で離職した女性をはじめ、再就業を目指す女性を対象に、再就職・起業等に向けた個別相談から各種セミナーを開催しているほか、ハローワーク相談窓口を併設し、職業相談・職業紹介までワンストップで支援しています。

1　セミナー・講座の開催

（1）再就業応援セミナー

出産や育児、介護等で、離職した方などがスムーズに再就職できるよう応援するための講座を開催しています。

●再就職セミナー（一時保育付）

内容：面接対策や効果的な履歴書の書き方など就職活動に必要な知識を学ぶとともに、自己分析を通じて、再就職へのきっかけをつかみます。

●再就職パソコン講座

内容：Word・Excelについて、操作経験者を対象にした短期間で集中的に学び操作方法を思い出す「短期パソコン講座」（一時保育付）、初心者を対象にした実技を学ぶ「中期パソコン講座」・「長期パソコン講座」を開催しています。

（2）起業応援セミナー

多様な働き方があるなかで、起業などを目指す方を応援するセミナーを開催し、それぞれの能力を十分発揮できるよう支援します。

●仕事づくりセミナー

内容：起業を目指している方を対象に、起業に必要な資金調達や事業計画書の作成、営業活動の手法などを習得します。

●在宅ワークチャレンジ基礎セミナー（一時保育付）

内容：在宅ワークの仕事の種類や獲得方法、必要な心構えを学びます。

●営業準備セミナー（一時保育付）

内容：起業や在宅ワークなどで仕事をする上で、スムーズに営業活動ができるよう、顧客獲得に最低限必要となる広告、宣伝に関するスキルを学びます。

2　女性就業相談室

（1）女性のためのチャレンジ相談（一時保育付）

「働きたい」「起業してみたい」「何かを始めてみたい」そんな様々なチャレンジをしたい女性のための無料相談です。

社会保険労務士やキャリアコンサルタント等の資格をもつ女性相談員が、豊富な経験に基づいて専門的なアドバイスや情報の提供を行います。

（相 談 日）原則　毎月第１～第４木曜日
※土曜日も実施（5/24、7/26、9/27、10/25、1/24、3/28実施）

（時　　間）①10：00～　②11：00～　③12：00～

（相談方法）対面・電話・オンライン（いずれも無料・事前予約制）

（予約受付電話番号）078（360）8554

（2）ハローワーク相談窓口

求人検索機の利用や職業相談・紹介を受けることができます。

ベビーカーを横に止めて利用できる広いスペースを確保し、キッズコーナーや授乳室の利用も可能で、保育支援員による見守りも実施し、子連れでも安心して利用できます。

（利用時間）月曜日～金曜日　9：00～17：00（祝日・12/28～1/4のぞく）

所 在 地
〒650-0044
神戸市中央区東川崎町1-1-3
神戸クリスタルタワー７階

電話番号
078（360）8550（代）

道順
JR神戸駅から徒歩３分

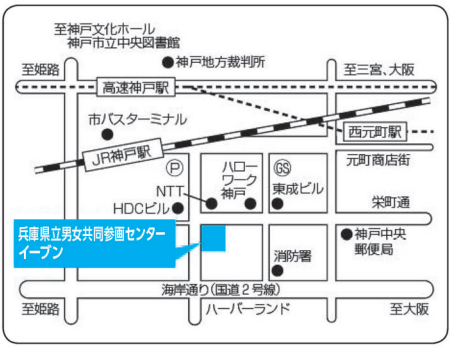

ホームページのご案内　https://www.hyogo-even.jp/

～介護のプロを応援します～

㉔ 公益財団法人介護労働安定センター 兵庫支部

利用時間	8:45～17:15
休み	土・日・祝 12/29～1/3

公益財団法人介護労働安定センターは、高齢社会の進展に伴い、ますます需要の増大が見込まれる介護労働力を確保するため、介護労働者の雇用の安定と福祉の増進を図ることを目的として設立された介護労働者のための総合的支援機関です。

当センターでは、介護労働者の雇用環境改善、福利厚生の充実及び雇用の安定並びに介護労働者の知識・技能の向上のための能力開発等として、次の事業を行っております。

1　介護労働者の知識・技能の向上のために

（1）介護能力開発アドバイザー等によるキャリア形成に関する相談援助

（2）教育訓練等

ア　介護職員養成コース

●介護労働講習（実務者研修を含む）

●介護職員実務者研修コース

イ　能力開発コース（在職者の向上訓練）

●ケア・サポート講習（接遇・マナー、虐待・身体拘束防止、介護技術等の研修）

2　動きやすい職場環境づくりのお手伝いをするために

（1）雇用管理に関する相談援助

（2）介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業

（3）介護労働者雇用管理責任者講習

（4）介護労働実態調査

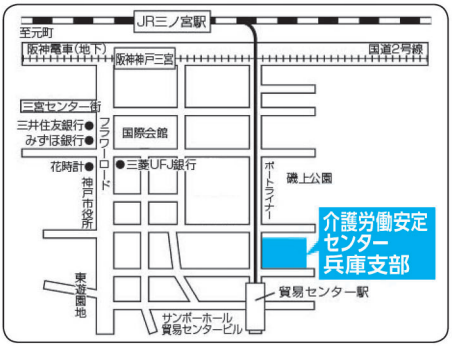

所在地
〒651-0084
神戸市中央区磯辺通2-2-10
one knot trades BLD 8階

電話番号　078（242）5321

道順　三宮駅よりポートライナー貿易センター駅東北すぐ

ホームページのご案内　https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/hyogo/

～就職活動中の生活を支援します～

㉕ ハローワーク（失業等給付制度）

利用時間	8:30～17:15
休　み	土・日・祝 12/29～1/3

雇用保険の失業給付は、離職された方が新しい仕事を探すことに専念し、一日も早く再就職されるよう支援する国の制度です。

「失業」とは、就職をする意思と、いつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり、積極的に求職活動を行っているにもかかわらず職業に就けていない状態をいいます。

受給するためには、原則として、ご本人の住所を管轄するハローワークで手続きが必要です。

なお、仕事探しを行うハローワークと就職希望地を管轄するハローワークが同じ場合、そのハローワークでも手続きを行うことができます。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

※「失業等給付」の支給を受けることができる期間（受給期間）は、離職後１年間です。

【１】受給資格について

次の要件を満たしている方が対象となります。

原則として、離職前２年間に12ヵ月以上の被保険者期間（賃金支払基礎日数が11日以上の月）がある方。

ただし、離職理由が倒産・解雇等による退職、正当な理由のある自己都合退職の方は、離職前１年間に６ヵ月以上の被保険者期間（賃金支払基礎日数が11日以上の月）がある方。（なお、平成21年３月31日以降に離職された期間雇用者で労働契約が更新されることが明示されていたにもかかわらず契約更新されずに離職された方を含みます。）

【複数枚の離職票をお持ちの場合は、すべてご提示ください】

【2】所定給付日数について

〔所定給付日数〕

①一般の離職者〔②及び③以外の離職者（定年退職や自己都合により離職された方）〕

被保険者であった期間 ＼ 離職時の満年齢	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65　歳　未　満	90日	120日	150日

②倒産、解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方

被保険者であった期間 ＼ 離職時の満年齢	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30　歳　未　満	90日	90日	120日	180日	－
30歳以上　35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上　45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上　60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上　65歳未満		150日	180日	210日	240日

③障害者等の就職困難者（「1年未満」欄は、②に該当する理由で離職された方のみ適用されます。）

被保険者であった期間 ＼ 離職時の満年齢	1年未満	1年以上
45　歳　未　満	150日	300日
45歳以上　65歳未満		360日

④65歳以上で退職された方

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

⑤短期雇用特例被保険者

特例一時金の額	40日分

（暫定措置）

【3】支給の開始と期間について

離職理由	解雇、定年、契約満了で離職された方	自己都合、懲戒解雇で離職された方
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから7日間の失業日（待期）が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから7日間+1～3ヵ月(給付制限)が経過した後
実際に給付金が振込まれる時期	離職票を提出し、求職申し込みをしてから約1ヵ月後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから約2～4ヵ月後（給付制限期間により異なります）
受給期間	離職の日の翌日から1年間 1年間の間に所定給付日数分が支給されます。受給期間を過ぎてしまうと、給付日数が残っていても支給されません。（早めに手続きをしてください。）	

※受給のためには、失業の認定を受ける必要があります。
※正当な理由がない自己都合により退職された方の給付制限期間は、離職日が令和７年４月１日以降の場合は原則１ヵ月、同年３月３１日以前である場合は原則２ヵ月となります。ただし、離職日からさかのぼって５年間のうちに２回以上正当な理由なく自己都合で退職し受給手続きをした場合または懲戒解雇で退職した場合の給付制限期間は３ヵ月となります。

【4】受給期間の延長について

離職後１年の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長（最長３年）することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、適用対象期間を延長することもできます。

①病気やけがで働くことができない方（健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の方を含む）
②妊娠・出産・育児（3歳未満に限る）・不妊治療などにより働く事ができない方
③親族の介護のため働くことができない方
④60歳以上の定年等により離職して、しばらくの間休業する方（延長できる期間は１年）

※その他やむを得ない理由がある場合は、ハローワークにご相談ください。

【5】再就職手当について

安定した職業に就いた場合、再就職手当の給付額は、支給残日数の60％に相当する日数分に基本手当日額を乗じた額となっています。（所定給付日数を３分の２以上残して再就職した場合は70％）

※再就職手当は、就職日において支給残日数が所定給付日数の３分の１以上残して就職するなど、一定の要件に該当する場合に支給されます。

さらに、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に６ヵ月以上雇用され、かつ再就職先で６ヵ月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける直前の賃金に比べて低下している場合、就業促進定着手当が支給されます。（支給上限額＝基本手当日額×支給残日数×20％）

※令和7年3月31日以前に就職した方については、再就職手当の支給率が70％の場合は支給上限額の計算は30％、支給率が60％の場合は40％となります。
※支給には一定の要件があります。

【6】その他の給付について

失業等給付の受給資格者がハローワーク、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した訓練を受けるため、その住居所を変更する場合に「移転費」が、また、①ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合（広域求職活動費）、②ハローワークの職業指導により短期の訓練を受講する場合（短期訓練受講費）、③求職活動を容易にするために保育等サービスを利用する場合（求職活動関係役務利用費）に「求職活動支援費」が支給されます。

※支給額、支給要件はハローワークへお問い合わせください。

【7】雇用保険料について

令和７年度の保険料は次のとおりです。

○令和7年4月1日～令和8年3月31日

負担者／事業の種類	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担			①＋②雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	**5.5/1,000**	**9/1,000**	5.5/1,000	3.5/1,000	**14.5/1,000**
（令和６年度）	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※清酒製造の事業	**6.5/1,000**	**10/1,000**	6.5/1,000	3.5/1,000	**16.5/1,000**
（令和６年度）	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	**6.5/1,000**	**11/1,000**	6.5/1,000	4.5/1,000	**17.5/1,000**
（令和６年度）	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

（枠内の下段は令和6年4月～令和7年3月の雇用保険料率）

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

【8】パートタイム労働者、登録型派遣労働者の適用要件について

パートタイム労働者について、1週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、かつ、31 日以上雇用される見込みがある場合には、雇用保険が適用されます。

また、登録型派遣労働者について、派遣先事業所が複数に変わるように、継続的に派遣就業をくり返す者でも、ひとつの派遣元事業所において、31 日以上雇用される見込みがある場合には、雇用保険が適用されます。

※詳しくは、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

ハローワークの所在地などは6～ 14 ページをご覧ください。

～新事業の創出をバックアップ～

㉖ 公益財団法人 ひょうご産業活性化センター

利用時間	9:00～17:00
休　み	土・日・祝 12/29～1/3

公益財団法人ひょうご産業活性化センターでは、新規創業や新分野進出及び経営革新を促進するための中核的な支援機関として、他の新事業支援機関と連携し、総合的な支援を行います。

1　起業家支援事業助成金（一般事業枠、ふるさと枠、若者枠、社会的事業枠）

県内で起業等を目指す起業家に対し、新たなビジネスプランの創出や新規事業展開にかかる経費の一部を助成します。

2　スタートアップチャレンジ支援助成金

革新的なビジネス手法を用いて経済成長を牽引し、社会課題の解決を目指すスタートアップにかかる経費の一部を助成します。

※ベンチャーキャピタル等の投資家から資金調達をした実績または計画を有するなど急成長を目指す事業が対象です。

3　「起業プラザひょうご」の運営

起業・創業の機運を高めるため、スモールオフィス等の起業の場や交流機能を備えた起業・創業拠点施設「起業プラザひょうご」を三井住友銀行神戸本部ビル（神戸市中央区）2階で運営しています。また、地域拠点として、「起業プラザひょうご姫路」（姫路市）と「起業プラザひょうご尼崎」（尼崎市）を運営しています。

◆起業プラザひょうご
〒650-0035　神戸市中央区浪花町56
三井住友銀行神戸本部ビル2階
TEL　078-862-5302
営業時間　平日9：00～22：00／土日祝10：00～20：00

◆起業プラザひょうご姫路
〒670-0012　姫路市本町127番地
大手前ダイネンBLD.II 3階
TEL　079-287-8686
営業時間　平日9：00～21：00／土日祝9：00～17：00

◆起業プラザひょうご尼崎
〒660-0881　尼崎市昭和通2丁目6-68
尼崎市中小企業センターアイル3階
TEL　080-2505-8056　06-6488-9565
営業時間　平日・土日祝8：30～21：00

4　ひょうご・神戸経営相談センター

神戸市産業振興センタービル1階で(公財)こうべ産業・就労支援財団、神戸商工会議所と連携し、相談窓口を一元化して対応します。

兵庫県よろず支援拠点

中小企業庁が各都道府県に設置する「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」(よろず支援拠点)の実施機関として、コーディネーター等を配置し、総合的・先進的経営アドバイスなどの業務を行います。
TEL:078-977-9085

支援メニューやイベント等の最新情報はホームページ、メールマガジン及び各種SNSで提供しています。
（ＵＲＬ）https://web.hyogo-iic.ne.jp/

ひょうご産業活性化センター公式

ホームページ　メールマガジン　Facebook　Instagram

所 在 地
〒650-0044
神戸市中央区東川崎町1-8-4
神戸市産業振興センター1階・2階・7階

電話番号
078（977）9070

道順
JR神戸駅から徒歩約5分
神戸高速鉄道高速神戸駅から徒歩約8分
市営地下鉄海岸線ハーバーランド駅から徒歩約5分

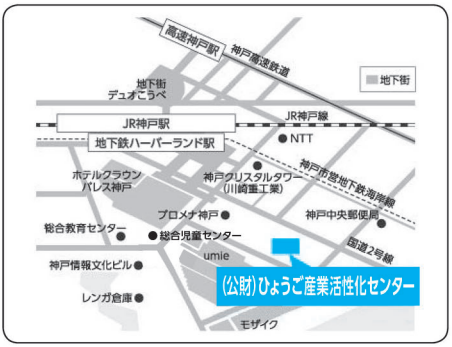

～地域課題を解決するビジネスをサポート～

㉗ 地域しごとサポートセンター

利用時間	下記参照
休　み	開所曜日・時間は下記参照

地域しごとサポートセンターとは

地域住民や地域団体等がビジネスとして地域課題解決を図る取組を支援するため、起業に向けた相談やセミナー開催を行っています。

1　地域課題及びその担い手の発掘・収集

・起業につながる地域課題の調査
・情報提供

2　地域しごとの起業支援

・窓口・電話・メールでの相談対応
・セミナー等の開催

3　起業に向けた普及・啓発

・ホームページ・SNS 等による情報発信
・啓発イベントの開催

ご利用にあたっては下記までご連絡・お問い合わせください。

○地域しごとサポートセンター

神　戸	神戸市東灘区住吉東町 5-2-2　ビュータワー住吉館104	TEL.078-841-0387
	月～金10：00～15：00（盆・年末年始・祝日は休み）	
阪　神	西宮市田中町 4-8	TEL.0798-22-5038
	月～金（土のみ完全予約制）9：00～18：00（年末年始・祝日は休み）	
播　磨	佐用郡佐用町佐用2828-10	TEL.0790-71-2129
	水～土11：00～16：00（年末年始・祝日は休み）	
但　馬	豊岡市幸町 9-27	TEL.0796-34-6338
	月・水・金10：00～16：00（年末年始・祝日は休み）	
丹　波	丹波篠山市大沢165-3	TEL.079-506-6628
	月・木・金10：00～15：00（盆・年末年始・祝日は休み）	
淡　路	洲本市塩屋 1-1-8　S BRICK内	TEL.0799-53-6822
	水～金10：00～15：00（年末年始・祝日は休み）	

地域しごとサポートセンター神戸

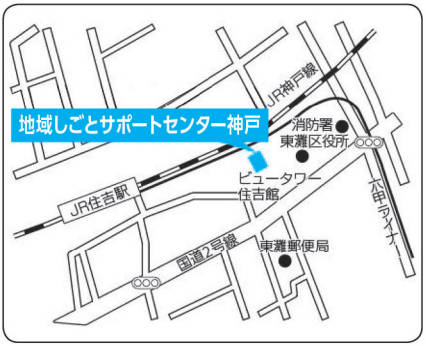

地域しごとサポートセンター阪神

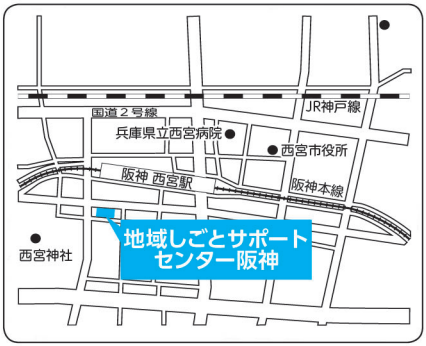

地域しごとサポートセンター播磨

地域しごとサポートセンター但馬

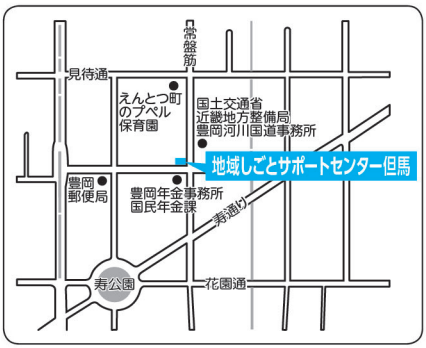

地域しごとサポートセンター丹波

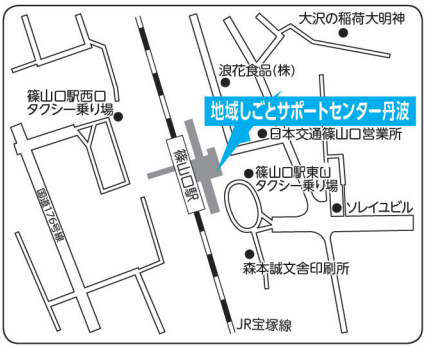

地域しごとサポートセンター淡路